

お知らせ

医療費を大切に使いましょう



問い合わせ 保険年金課国民健康保険担当(1階③番窓口)

医療機関等を受診したときの医療費(国民健康保険分)は、皆さんが納める保険税と国の補助金等から支払われています。今後も皆さんが安心して医療を受けられるよう、ご協力をお願いします。
詳しくは、市ホームページをご覧ください。

セルフメディケーションで健康管理をしましょう

特定健康診査で体の状態を定期的に把握するとともに、軽い体調不良の際は、薬局やドラッグストアなどで処方箋なしに購入できるOTC医薬品を上手に使いましょう。

重複受診は控えましょう

複数の医師に同じ病気を診てもらふこと(セカンドオピニオンは除く)は、その都度初診料がかかり、検査や治療などを最初からやり直すことになります。まずかかりつけ医に相談しましょう。

緊急時以外は平日昼間に受診しましょう

休日や夜間は医療費の負担が増えます。やむを得ない場合以外は平日受診しましょう。受診に迷う際は埼玉県救急電話相談(#7119)・子ども医療電話相談(#8000)へ。

多数服薬(重複・多剤服薬)に気をつけましょう

複数の医療機関で処方された薬で体に負担がかかる恐れがあります。該当する人に通知を送付していますので、かかりつけ医や薬剤師に相談しましょう。

ジェネリック医薬品を活用しましょう

新薬(先発医薬品)より安価で、同等の効果があると認められているジェネリック医薬品(後発医薬品)を活用し、自己負担額や医療費を抑えましょう。

リフィル処方箋を活用しましょう

症状が安定していて医師が長期処方可能と判断した場合、最大3回まで反復利用でき、通院や医療費の負担を抑制できる処方箋があります。かかりつけ医に相談しましょう。

交通事故などに遭ったときは必ず連絡しましょう

第三者から受けた傷病の医療費は、原則加害者が全額負担します。一時的に保険証を使用して国民健康保険で立て替える際は、必ず担当へ連絡しましょう。

整骨院や接骨院で施術を受ける人へ

骨折等外傷性の負傷は保険の対象ですが、単なる肩こりや筋肉疲労は対象外です。医療費の適正化のため、施術を受けた人に、負傷の原因や施術内容を照会することがあります。

お知らせ

12月2日(月)以降、マイナ保険証を利用して医療機関を受診してください



問い合わせ 保険年金課国民健康保険担当(1階③番窓口)、国民年金・医療費担当(1階④番窓口)

法律改正により、健康保険証利用登録がされたマイナンバーカード(マイナ保険証)を基本とする仕組みに移ります。現行の健康保険証廃止以降はマイナ保険証をご利用ください。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

マイナ保険証利用準備

登録方法

○医療機関・薬局の受け付けにあるカードリーダーで行う

○「マイナポータル」から行う

○セブン銀行ATMから行う



まだマイナンバーカードをお持ちでない人は、市ホームページをご覧ください。



12月2日(月)以降の取り扱い

	国民健康保険	後期高齢者医療
現行の健康保険証	12月2日(月)以降は廃止 ※紛失等による再発行を含め新たな健康保険証は発行されません。 ※交付済みの健康保険証は、令和7年7月31日(木)まで引き続き利用できます。	
マイナ保険証を持っている人	「資格情報のお知らせ」を交付	「資格確認書」を交付 ※申請は不要です。
マイナ保険証を持っていない人	「資格確認書」を交付 ※申請は不要です。	

※「資格確認書」を提示すれば、医療機関等を受診できます。
※「資格情報のお知らせ」のみでは、医療機関等の受診はできません。

マイナ保険証利用のメリット

データに基づく、より良い医療が受けられる

手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除される

マイナポータルで確定申告の医療費控除が簡単にできる

就職・引越後等も健康保険証としてずっと使える

※住民税非課税世帯の入院時の食事代に係る長期入院該当認定は、申請が必要です。

※医療保険者が変わる場合は、今までどおり加入・脱退の手続きが必要です。